

# 令和8年度 浜田市立三階小学校いじめ防止基本方針

浜田市立三階小学校

## 1 いじめ未然防止のための取組

- 特定の学校職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全学校職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- 「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、「児童のみなさんに協力してほしいこと」として以下の2点を示す。
  - ・ 誰かの楽しみのために、誰かが悲しい思いをすることがないように、友だちの様子を見てあげてほしい。
  - ・ みんなで楽しむことができることを、みんなで考えることができる学校になるように、知恵を出してほしい。
- 楽しく分かる授業を行い、学習における基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する関心・意欲を高め、達成感・成就感を味わわせる。
- 人権・同和教育の充実を図るとともに、道徳の時間や学級活動での指導を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にすることを指導等に努める。
- 定期的に生徒指導職員会、生徒指導推進委員会（ケース会議）を開催し、様子が気になる児童について話し合い、具体的な取組について共通理解を図る。
- 年間を通して「いいこと見つけ」に取り組んだり、学習活動内での相互評価を実施したりすることで、お互いのよさを見出し、思いやりの心を育て、自己有用感、自己肯定感を高める。
- 縦割り班活動を基盤にした集会活動や児童会活動、学級活動などの協働体験を通して、自尊感情を高める。
- 学校基本方針を保護者・地域に周知し、理解と協力を得る。また、保護者との定期連絡、懇談を実施し、児童の様子の把握と支援体制の強化を図る。

## 2 いじめ早期発見のための取組

- 平素から児童観察、声かけに努め、子どもの表情や人間関係をしっかり見つめる。また、日記や連絡帳等、学校職員と児童や保護者の間で日常的に行われる資料等を活用して、交友関係や悩みや問題行動等を把握する。
- 教育相談を実施し、子どもの話や悩みを聞き、子どもの様子や気持ちを知るように努める。配置を受けているスクールカウンセラー等、学校外の専門家の有効活用を図る。
- 生活アンケート等によって、学級集団の様子や生活実態を探り、児童の支援に生かしていく。

## 3 いじめ早期対応のための取組

- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確かな関わり（その場でその行為を止める、相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する等）をもつ。
- 発見・通報を受けた学校職員一人で抱え込まず、「いじめ対応委員会」「不登校対応委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- 正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- 児童への対応
  - ・ いじめられた児童に対して、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。いじめを知らせてきた児童に対しても安全の確保をする。

- ・ いじめた児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、出席停止や警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気をもつよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。また、聴き取りやアンケート等によって判明した情報を適切に提供する。
- ネット上やSNSへの不適切な情報アップ等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じて警察等と適切な連携（SNSに関する対応や対策等）を図る。
- 重大事態への対応
  - ① 重大事態の受け止め
    - 次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。
    - ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
      - ・ 児童が自死を企図した場合
      - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
      - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
      - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
    - イ いじめにより児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合には、目安にかかわらず、適切に判断する。
    - ウ 児童や保護者から、いじめられて前述のア、イに規定されているいずれかの重大事態に至ったという申し出があったとき。
  - ② 重大事態の報告
    - 重大事態が発生した際は、市教委に迅速に報告する。
  - ③ 重大事態の調査（市教委との連携を図り、支援を受ける）
    - ア 早急に調査を実施する。
    - イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会（重大事態発生時に設置する。いじめ対応委員会・不登校対応委員会とは別）に提出する。その際、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
    - ウ いじめられた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。
    - エ 情報提供の窓口の一本化を図り、誠実な対応に努める。

#### **4 教育職員をはじめとする学校職員の資質向上のための取組**

- 定期的に研究授業を実施し、教職員がお互いの授業を参観し、意見交流をすることにより、授業力向上を図る。
- 外部講師を招いた人権・同和教育研修を行い、学校職員全体の人権意識を高める。
- いじめ対応支援事業の一つである「WEBQU」を用いた事例研究を行い、児童理解に努めるとともに、学級経営に生かしていく。

## 5 年間の取組計画

月	学校職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	「いじめ防止基本方針」の確認 児童に関する情報交換 (職員会議)	学級開き 学級の約束、授業ルールの確認	授業公開 学級懇談 「いじめ防止基本方針」の説明 (PTA総会)
5	学級経営案の作成 WEBQU(1回目)の実施 【3～6年生】	縦割り班活動(1年生を迎える会) 行事を生かした人間関係づくり (5・6年陸上大会)	
6	生活アンケート(1回目)の実施 みはしっ子を語る会 WEBQU(1回目)の結果分析	教育相談週間 縦割り班活動・児童集会 行事を生かした人間関係づくり (6年修学旅行)	授業公開(人権・同和教育)
7	学級経営の反省、修正 学校評価アンケート	縦割り班活動・児童集会 学校評価アンケート	期末個人懇談 学校評価アンケート
8	人権・同和教育研修		
9	児童に関する情報交換 (職員会議)	人権作文、人権標語への取組 行事を生かした人間関係づくり (運動会)	
10	人権・同和教育研修 生活アンケート(2回目)の実施 WEBQU(2回目)の実施 【3～6年生】	行事を生かした人間関係づくり (1～4年遠足) 縦割り班活動・児童集会 教育相談週間	授業公開(性に関する教育) 学校保健委員会
11	WEBQU(1回目)の結果分析 みはしっ子を語る会	行事を生かした人間関係づくり (6年音楽祭・5年宿泊研修) 縦割り班活動・児童集会	授業公開 みはしまつり
12	学校評価アンケート 学級経営の反省、修正	学校評価アンケート 人権集会 縦割り班活動・児童集会	期末個人懇談 学校評価アンケート
1	児童に関する情報交換 (職員会議)	縦割り班活動・児童集会	
2	生活アンケート(3回目)の実施 みはしっ子を語る会	教育相談週間 縦割り班活動・児童集会	授業公開 学級懇談
3	いじめ防止基本方針の取組評価 学級経営の反省、修正	行事を生かした人間関係づくり (6年生を送る会・卒業式)	

## 6 いじめ防止基本方針の評価

PDC Aサイクルの考えに沿った取組評価アンケートを実施、検証するとともに、次年度へ向けての共通理解を図る。